

○尼崎市公設地方卸売市場業務条例

平成18年12月27日
条例第60号

改正 平成20年12月25日 平成25年12月20日
条例第46号 条例第72号

平成31年3月25日 令和2年6月19日
条例第19号 条例第27号

尼崎市中央卸売市場業務条例（昭和46年尼崎市条例第53号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条の2）
- 第2章 市場関係事業者
 - 第1節 卸売業者（第7条—第14条）
 - 第2節 仲卸業者（第15条—第20条）
 - 第3節 売買参加者（第21条—第23条）
 - 第4節 その他の事業者（第24条—第27条）
- 第3章 売買取引及び決済の方法（第28条—第39条）
- 第4章 市場における品質管理（第40条）
- 第5章 市場施設の使用（第41条—第44条）
- 第6章 監督（第45条—第47条）
- 第7章 尼崎市公設地方卸売市場運営委員会（第48条）
- 第8章 雑則（第49条—第55条）

付則

第1章 総則

（この条例の目的）

第1条 この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）の規定に基づき、尼崎市公設地方卸売市場（以下「市場」という。）における業務の運営、施設の管理等について必要な事項を定めることにより、市場の適正かつ健全な運営を確保するとともに、生鮮食料品等の取引の適正化並びにその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の消費生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生鮮食料品等 法第2条第1項に規定する生鮮食料品等をいう。
- (2) 卸売の業務 市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務をいう。
- (3) 卸売業者 卸売の業務を行う者で第7条第1項の承認を受けたものをいう。
- (4) 仲卸しの業務 市場内の店舗において市場内の卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし、又は調製して販売する業務をいう。
- (5) 仲卸業者 仲卸しの業務を行う者で第15条第1項の承認を受けたものをいう。
- (6) 売買参加者 市場内に店舗を設けず市場においてせりに参加する者で第21条第1項の承認を受けたものをいう。
- (7) 相対取引 一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいう。

（位置）

第3条 市場の位置は、尼崎市潮江4丁目4番1号とする。

（取扱品目）

第4条 市場の取扱品目は、規則で定める生鮮食料品等とする。

（開場の期日）

第5条 市場は、次の各号に掲げる日（以下「休場日」という。）を除き、毎日、開場するものとする。

- (1) 日曜日（1月5日及び12月27日から同月30日までの日を除く。）
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月31日から翌年の1月4日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、出荷者及び消費者の利益を確保するため必要があると認めるときは休場日に開場し、これらの者の利益を阻害しないと認めるときは休場日以外の日に開場しないことができる。

（開場の時間）

第6条 市場の開場の時間は、午前0時から翌日の午前0時までとする。ただし、市長が市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

（市場の業務の基本原則）

第6条の2 市長は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

（卸売の業務の承認）

第7条 卸売の業務を行おうとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、規則で定める取扱品目の部類（以下「取扱品目の部類」という。）ごとに行う。

3 第1項の承認を受けようとする者は、承認申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請を行った者が次の各号のいずれかに該当するときその他市長が市場の管理上支障があると認めるときは、第1項の承認をしないことができる。

- (1) 法人でない者
- (2) 法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者がある者
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
- (4) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）

(5) その他規則で定める者

（卸売業者の保証金の預託等）

第8条 卸売業者は、前条第1項の承認を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市に預託しなければならない。

2 前項の保証金の額は、2,000,000円以上16,000,000円以下の範囲内において、取扱品目の部類ごとに規則で定める。

3 前2項に規定するもののほか、第1項の保証金について必要な事項は、規則で規定する。

（卸売の業務の承認の取消し）

第9条 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するとき、第7条第1項の承認を取り消すことができる。

- (1) 第7条第4項第2号から第4号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 正当な理由なく当該承認の通知を受けた日から起算して1月以内に前条第1項の保

証金を預託せず、又は卸売の業務を開始しないとき。

- (3) その他規則で定める場合
(卸売業者の事業の譲渡し等)

第10条 卸売業者が事業（卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、当該譲渡しについて市長の承認を受けたときは、その譲受人は、当該卸売業者に係る卸売業者としての地位を承継する。

2 卸売業者が合併する場合（当該卸売業者と卸売業者でない法人とが合併して当該卸売業者が存続する場合を除く。）又は分割する場合（卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、その合併又は分割について市長の承認を受けたときは、当該合併後存続する法人若しくは当該合併により設立された法人又は当該分割により当該卸売の業務を承継した法人は、当該卸売業者に係る卸売業者としての地位を承継する。

3 前2項の承認を受けようとする者は、承認申請書を市長に提出しなければならない。

4 第7条第4項の規定は、第1項又は第2項の承認について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(卸売業者の届出)

第11条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開しようとするとき。
- (2) 卸売の業務を廃止しようとするとき。
- (3) 名称若しくは主たる事務所の所在地又はその代表者の氏名を変更したとき。
- (4) その他規則で定める場合

2 卸売業者が破産手続開始の決定により解散したときは、当該卸売業者の破産管財人は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(卸売業者の事業報告書の提出等)

第12条 卸売業者は、毎事業年度終了後、規則で定めるところにより、その事業年度における卸売の業務に係る事業報告書を作成し、これを市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定により提出した同項の事業報告書（規則で定める事項が記載された部分に限る。）について閲覧の申出があったときは、規則で定める正当な理由がある場合を除き、規則で定めるところにより、これを閲覧させなければならない。

(せり人の登録)

第13条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人（以下「せり人」という。）は、その者について当該卸売業者が市長の登録を受けている者でなければならない。

2 前項の登録は、取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の登録を受けようとする卸売業者は、登録申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る卸売業者のせり人が次の各号のいずれかに該当するときその他市長が市場の管理上支障があると認めるときは、第1項の登録をしないことができる。

- (1) 第7条第4項第3号ア又はイに掲げる者
- (2) 暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団密接関係者
- (3) 仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人
- (4) その他規則で定める者

5 市長は、第1項の登録を行ったときは、速やかに、その旨を第3項の規定による申請を行った者に通知するとともに、当該登録に係るせり人に対し、せり人登録証及びせり人記章を交付するものとする。

(せり人の登録の取消し等)

第14条 市長は、せり人が次のいずれかに該当するときは、前条第1項の登録を取り消すことができる。

- (1) 前条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当することとなったとき。

- (2) 卸売業者が当該登録の取消しを申請したとき。
 - (3) その他規則で定める場合
- 2 前項の規定による登録の取消しを受けたせり人は、速やかに、その保有するせり人登録証及びせり人記章を市長に返還しなければならない。

第2節 仲卸業者

(仲卸しの業務の承認)

第15条 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、取扱品目の部類ごとに行う。
- 3 第1項の承認を受けようとする者は、承認申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請を行った者が次の各号のいずれかに該当するときその他市長が市場の管理上支障があると認めるときは、第1項の承認をしないことができる。
 - (1) 第7条第4項第3号ア又はイに掲げる者
 - (2) 法人であって、その役員のうち第7条第4項第3号ア又はイのいずれかに該当する者があるもの
 - (3) 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）
 - (4) その他規則で定める者

(仲卸業者の保証金の預託等)

第16条 仲卸業者は、前条第1項の承認を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市に預託しなければならない。

- 2 前項の保証金の額は、70,000円以上200,000円以下の範囲内において、取扱品目の部類ごとに規則で定める。
- 3 前2項に規定するもののほか、第1項の保証金について必要な事項は、規則で定める。

(仲卸しの業務の承認の取消し)

第17条 市長は、仲卸業者が次のいずれかに該当するとき、第15条第1項の承認を取り消すことができる。

- (1) 第15条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 正当な理由なく当該承認の通知を受けた日から起算して1月以内に前条第1項の保証金を預託せず、又は仲卸しの業務を開始しないとき。
- (3) その他規則で定める場合

(仲卸業者の事業の譲渡し等)

第18条 仲卸業者が事業（仲卸しの業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、当該譲渡しについて市長の承認を受けたときは、その譲受人は、当該仲卸業者に係る仲卸業者としての地位を承継する。

- 2 法人である仲卸業者（以下「法人仲卸業者」という。）が合併する場合（当該法人仲卸業者と仲卸業者でない法人とが合併して当該法人仲卸業者が存続する場合を除く。）又は分割する場合（仲卸しの業務を承継させる場合に限る。）において、その合併又は分割について市長の承認を受けたときは、当該合併後存続する法人若しくは当該合併により設立された法人又は当該分割により当該仲卸しの業務を承継した法人は、当該法人仲卸業者に係る仲卸業者としての地位を承継する。
- 3 仲卸業者が死亡した場合において、その相続人（当該相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の仲卸しの業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下この条において同じ。）がその仲卸しの業務を引き続き営もうとするときは、当該仲卸業者の死亡の日から起算して2月以内に、市長の承認を受けなければならない。この場合において、当該承認を受けた者は、当該仲卸業者に係る仲卸業者としての地位を承継する。
- 4 前各項の承認を受けようとする者は、承認申請書を市長に提出しなければならない。
- 5 仲卸業者の相続人が第3項の承認に係る前項の規定による申請を行った場合においては、当該仲卸業者の死亡の日から当該承認に係る通知を受ける日までの間は、当該相続人は当該仲卸業者に係る仲卸業者としての地位を承継したものとみなす。

6 第15条第4項の規定は、第1項から第3項までの承認について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(仲卸業者の届出)

第19条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、又は再開しようとするとき。
- (2) 仲卸しの業務を廃止しようとするとき。
- (3) 氏名又は住所（法人にあっては、名称若しくは主たる事務所の所在地又はその代表者の氏名）を変更したとき。
- (4) その他規則で定める場合

2 仲卸業者が次のいずれかに該当するときは、当該号に定める者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき その相続人
- (2) 破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

(仲卸業者の事業報告書の提出)

第20条 仲卸業者は、毎事業年度終了後、規則で定めるところにより、その事業年度における仲卸しの業務に係る事業報告書を作成し、これを市長に提出しなければならない。

第3節 売買参加者

(売買参加者の承認)

第21条 売買参加者になろうとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の承認を受けようとする者は、承認申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請を行った者が次の各号のいずれかに該当するときは、その他市長が市場の管理上支障があると認めるときは、第1項の承認をしないことができる。

- (1) 第7条第4項第3号アに掲げる者
- (2) 法人であって、その役員のうち第7条第4項第3号アに該当する者があるもの
- (3) 暴力団等
- (4) その他規則で定める者

5 市長は、第1項の承認をしようとするときは、取引の適正化及び流通の円滑化に資するよう考慮して行うものとする。

(売買参加者の承認の取消し)

第22条 市長は、売買参加者が次のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認を取り消すことができる。

- (1) 前条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (2) その他規則で定める場合

(売買参加者の届出)

第23条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 卸売業者から卸売を受けることをやめようとするとき。
- (2) 氏名又は住所（法人にあっては、名称若しくは主たる事務所の所在地又はその代表者の氏名）を変更したとき。
- (3) その他規則で定める場合

2 第19条第2項の規定は、売買参加者について準用する。

第4節 その他の事業者

(指定事業者及び関連事業者の承認)

第24条 市長は、市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場の機能の充実に図り、又は出荷者、売買参加者、買出人（市場内の仲卸業者等から販売を受ける者をいう。）その他の市場の利用者等に便益を提供するため、次の各号に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを

承認することができる。

(1) 第4条に規定する取扱品目以外の生鮮食料品等で次に掲げる物品の卸売等の業務（以下「指定事業」という。）を行う者

ア 漬物

イ みそ

ウ 缶詰、瓶詰その他これらに類する物品

エ その他規則で定める物品

(2) 第4条に規定する取扱品目及び前号に規定する物品以外の生鮮食料品等を取り扱う者、当該取扱品目の保管、加工、運搬等を行う者その他市場の機能の充実に資するものとして規則で定める業務（以下「第1種関連事業」という。）を営む者

(3) 飲食店業、理容業その他市場の利用者等に便益を提供するものとして規則で定める業務（以下「第2種関連事業」という。）を営む者

2 前項の規定による承認を受けようとする者は、承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、指定事業又は第1種関連事業を営むことについて前項の規定による申請があった場合において、当該申請を行った者が次のいずれかに該当するときその他市長が市場の管理上支障があると認めるときは、第1項の規定による承認をしないことができる。

(1) 第15条第4項第1号から第3号までに掲げる者

(2) その他規則で定める者

4 市長は、第2種関連事業を営むことについて第2項の規定による申請があった場合において、当該申請を行った者が次のいずれかに該当するときその他市長が市場の管理上支障があると認めるときは、第1項の規定による承認をしないことができる。

(1) 暴力団等

(2) その他規則で定める者

5 市長は、指定事業、第1種関連事業又は第2種関連事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、第1項の規定による指定事業の承認（以下「指定事業承認」という。）を受けた者（以下「指定事業者」という。）又は同項の規定による第1種関連事業若しくは第2種関連事業の承認を受けた者（以下「関連事業者」という。）に対し、その業務について必要な指示等を行うことができる。

（指定事業者及び関連事業者の保証金の預託等）

第25条 指定事業者及び関連事業者は、前条第1項の規定による承認を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市に預託しなければならない。

2 前項の保証金の額は、50,000円以上3,000,000円以下の範囲内において、指定事業者及び関連事業者ごとに規則で定める。

3 前2項に規定するもののほか、第1項の保証金について必要な事項は、規則で定める。

（指定事業者及び関連事業者の承認の取消し）

第26条 市長は、指定事業者又は第24条第1項の規定による第1種関連事業の承認（以下「第1種関連事業承認」という。）を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、指定事業承認又は第1種関連事業承認を取り消すことができる。

(1) 第24条第3項第1号に該当することとなったとき。

(2) 正当な理由なく当該指定事業者承認又は第1種関連事業承認の通知を受けた日から起算して1月以内に前条第1項の保証金を預託せず、又はその業務を開始しないとき。

(3) その他規則で定める場合

2 市長は、第24条第1項の規定による第2種関連事業の承認を受けた者が次のいずれかに該当するとき、当該承認を取り消すことができる。

(1) 第24条第4項第1号又は前項第2号に該当することとなったとき。

(2) その他規則で定める場合

（指定事業者及び関連事業者への準用）

第27条 第18条（第6項を除く。）から第20条までの規定は指定事業者について、第19条の規定は関連事業者について、それぞれ準用する。この場合において、必要な

技術的読替えは、規則で定める。

- 2 第15条第4項の規定は、前項において読み替えて準用する第18条第1項から第3項までの承認について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第28条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

- 2 取引参加者は、市場における取引の秩序を乱し、又は市場の適正かつ健全な運営を阻害する行為を行ってはならない。

(売買取引の方法等)

第29条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に定める売買取引の方法によらなければならない。

(1) 近郷軟弱野菜卸売場で卸売をする近郷軟弱野菜 せり売又は入札の方法

(2) 前号に掲げる物品以外の物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引

- 2 前項の規定にかかわらず、卸売業者は、入荷の遅延等特別な事情がある場合においては、同項第1号に掲げる物品について相対取引によることができる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、卸売業者は、災害の発生等特別な事情がある場合であつて、市長の指示があるときは、市長の指示する売買取引の方法によらなければならない。

- 4 市長は、せり売又は入札の方法による卸売の場合において、規則で定める事由に該当するときには、その売買取引を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

- 5 前項に規定するもののほか、市長は、規則で規定する事由に該当するときには、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者に対し、売買取引を差し止めることができる。

(卸売の業務における差別的取扱いの禁止)

第30条 卸売業者は、卸売の業務においては、出荷者及び仲卸業者、売買参加者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(卸売の業務の規制等)

第31条 卸売業者は、卸売の業務においては、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対し、せり売又は入札の方法による卸売をしてはならない。

- 2 卸売業者は、卸売の業務について、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する相対取引による卸売（以下「場外者等に対する卸売」という。）をしようとするときは、仲卸業者又は売買参加者に対する卸売により生じた残品の卸売をする場合を除き、あらかじめ、仲卸業者又は売買参加者と協議しなければならない。

- 3 卸売業者は、前項の規定による協議又は場外者等に対する卸売を行ったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

(卸売の業務以外の販売の承認)

第32条 卸売業者は、第7条第1項の承認に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売その他の販売をしようとするときは、当該承認に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。当該承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、承認申請書を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る販売が市場における取引の秩序を乱し、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、第1項の承認をしないことができる。

(衛生上有害な物品の売買禁止等)

第33条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

- 2 何人も、衛生上有害な物品を、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 市長は、衛生上有害な物品の売買取引を差し止め、又は当該物品の撤去を命ずることができる。

(仲卸しの業務の規制等)

第34条 仲卸業者は、市場においては、第15条第1項の承認に係る取扱品目の部類に属する物品（以下この条及び次条において「承認物品」という。）について販売の委託の引受けをしてはならない。

2 仲卸業者は、卸売業者以外の者からの承認物品の買入れ及びその販売（以下「場外者等からの買入れ等」という。）をしようとするときは、卸売業者から卸売がされなかった承認物品を買い入れて販売する場合を除き、あらかじめ、卸売業者と協議しなければならない。

3 第31条第3項の規定は、仲卸業者が前項の規定による協議又は場外者等からの買入れ等を行った場合について準用する。

(仲卸しの業務以外の販売の承認等)

第35条 仲卸業者は、承認物品を販売しようとするときは、第15条第1項の承認に係る仲卸しの業務として行う場合を除き、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。当該承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 第32条第2項及び第3項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第35条第1項」と、「卸売業者」とあるのは「仲卸業者」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第35条第2項において読み替えて準用する前項」と、「卸売」とあるのは「仲卸し」と、「第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

3 仲卸業者は、承認物品を貯蔵し、保管し、加工し、仕分けをし、又は配送するための施設を、市場外に設置することができる。

4 前項の規定により施設を設置した仲卸業者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

(卸売予定数量等の報告)

第36条 卸売業者は、毎開場日において、次の各号に掲げる物品でその日に卸売をするものについて、規則で定めるところにより、主要な品目ごとのその卸売の予定数量及びその主要な産地を市長に報告しなければならない。

- (1) せり売又は入札の方法による卸売をする物品
- (2) 相対取引による卸売をする物品（次号に掲げる物品を除く。）
- (3) 仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をする物品

2 卸売業者は、毎開場日の販売終了後、次の各号に掲げる物品でその日に卸売をしたものについて、規則で定めるところにより、主要な品目ごとのその卸売の数量、その主要な産地及びその卸売価格を市長に報告しなければならない。

- (1) せり売又は入札の方法による卸売をした物品
- (2) 相対取引による卸売をした物品（次号に掲げる物品を除く。）
- (3) 仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をした物品

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格にその消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額をいう。以下同じ。）その他市長が別に定める事項を市長に報告しなければならない。

(卸売予定数量等の公表)

第37条 市長は、卸売業者から前条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに、主要な品目ごとのその卸売の予定数量及びその主要な産地をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

2 市長は、卸売業者から前条第2項の規定による報告を受けたときは、速やかに、売買取引の方法及び主要な品目ごとのその卸売の数量、その主要な産地及びその卸売価格をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(決済の方法等)

第38条 市場における売買取引の決済は、取引参加者の間で決定した支払方法により、取引参加者の間で決定した支払期日までに行わなければならない。

(売買取引の条件等の公表)

第39条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、主要な品目ごとのその卸売の数量、その卸売価格その他の規則で定める事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第4章 市場における品質管理

(物品の品質管理の方法)

第40条 取引参加者は、市場において取り扱われる物品について、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令に適合するよう、適切に品質管理を行わなければならない。

第5章 市場施設の使用

(市場施設の使用の指定等)

第41条 卸売業者、仲卸業者、指定事業者及び関連事業者が使用する市場施設（市場内の土地、建物及びその付属設備をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。

2 市長は、市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対し、市場施設の使用を許可することができる。

3 前項の規定による許可を受けようとする者は、許可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第2項の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた日から起算して1月以内に、次条第1項に規定する使用料の月額3月分に相当する金額を保証金として市に預託しなければならない。ただし、公共的な目的のために使用することにつき市長の承認を受けた者については、この限りでない。

5 前項に規定するもののほか、同項の保証金について必要な事項は、規則で定める。

6 市長は、市場施設において業務の監督、災害の予防その他市場の管理を行うため必要があると認めるときは、第1項の規定による指定又は第2項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、当該指定若しくは当該許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

7 使用者は、その責めに帰すべき理由により、市場施設を損傷し、又は滅失させたときは、速やかに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(使用料等)

第42条 使用者は、市場施設の使用の有無にかかわらず、毎月、別表に掲げる金額の範囲内で規則で定める額の使用料（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）を納付しなければならない。

2 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 市場施設において使用する光熱水費等で市長が指定するものは、使用者の負担とする。

(用途変更、転貸等及び原状変更の禁止等)

第43条 使用者は、使用する市場施設の用途を変更し、又は当該市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 使用者は、市場施設において、土地の形質の変更、建物若しくは工作物の新築、増築、改築、移転、模様替え等又は付属設備の新設、増設、改造、移転等を行ってはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

3 市長は、使用者が前項ただし書の承認を受けて市場施設において同項に規定する行為を行ったときは、当該使用者に対し、当該市場施設の返還を受ける時まで、当該市場施設の原状回復又はこれに要する費用の支払を命ずることができる。

(市場施設の返還等)

第44条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務に係る承認等の取消しその他の理由により市場施設を使用する権原が消滅したときは、当該使用者の相続人、清算人若しくは破産管財人又は当該使用者(以下「相続人等」という。)は、市長が指定する期間内に当該市場施設を返還しなければならない。

2 相続人等は、前項の規定により市場施設を返還する場合には、当該市場施設を原状に回復し、又はこれに要する費用を市に支払わなければならない。ただし、当該市場施設を原状に回復しないでもこれを有効かつ合理的に使用できると市長が認めるときは、この限りでない。

第6章 監督

(立入検査等)

第45条 市長は、市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者、指定事業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者、指定事業者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善措置命令)

第46条 市長は、市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者、指定事業者又は関連事業者に対し、その業務又は会計若しくは財産に関し必要な改善措置を講ずべきことを命ずることができる。

(監督処分)

第47条 市長は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者、指定事業者又は関連事業者(以下「卸売業者等」という。)がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反した場合には、当該卸売業者等に対し、その行為の中止若しくは変更その他その違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命じ、若しくは50,000円以下の過料を科し、又は次の各号に掲げる卸売業者等の区分に応じ、当該各号に掲げる処分を命ずることができる。

(1) 卸売業者 第7条第1項の承認の取消し又は6月以内の卸売の業務の全部若しくは一部の停止

(2) 仲卸業者 第15条第1項の承認の取消し又は6月以内の仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止

(3) 売買参加者 第21条第1項の承認の取消し又は6月以内の市場への入場の停止

(4) 指定事業者又は関連事業者 第24条第1項の規定による承認の取消し又は6月以内の業務の全部若しくは一部の停止

2 前項に規定するもののほか、卸売業者等について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたときは、当該卸売業者等に対してその行為者の6月以内の市場への入場の停止又はその業務への関与の禁止を命ずることができる。

第7章 尼崎市公設地方卸売市場運営委員会

(尼崎市公設地方卸売市場運営委員会)

第48条 市場における業務及び売買取引の運営、施設の管理その他市場の運営に関する

重要な事項を調査審議させるため、尼崎市公設地方卸売市場運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 生鮮食料品等の生産、流通及び消費に関し学識経験を有する者

(2) 卸売業者等

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第8章 雑則

（卸売の業務の代行）

第49条 市長は、卸売業者が第7条第1項の承認の取消しその他の処分を受け、又はその他の理由でその卸売の業務の全部若しくは一部を行うことができなくなった場合には、当該卸売業者（卸売業者であった者を含む。）に対しその行うことができなくなった卸売の業務に係る卸売のための販売の委託又はその申込みのあった生鮮食料品等について、他の卸売業者又は市長が指定する者（以下これらを「卸売代行業者」という。）にその卸売の業務を行わせるものとする。

2 市長は、前項の規定により卸売の業務を行わせるべき卸売代行業者がいなくとも又は同項の規定により卸売の業務を他の卸売業者に行わせることが不相当であると認めるときは、自らその卸売の業務を行うものとする。

3 前2項の規定は、市場に出荷された生鮮食料品等について委託の引受けをする卸売業者がいなくとも又は不明の場合について準用する。

（災害時における生鮮食料品等の確保）

第50条 市長は、他の法令に定めるもののほか、災害の発生の際、生鮮食料品等を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者、指定事業者又は関連事業者に対し、当該生鮮食料品等の確保に関し必要な指示をすることができる。

（市場への出入り等に対する指示等）

第51条 市場に出入りする者、市場施設を使用する者、物品を搬入し、若しくは搬出する者及び市場内で物品を運搬する者は、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の指示に従わない者に対し、同項に掲げる行為の禁止を命ずることができる。

（市場の秩序の保持等）

第52条 取引参加者その他市場に入場する者は（以下「取引参加者等」という。）、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為をしてはならない。

2 市長は、市場の秩序を保持し、又は公共の利益を保護するため必要があると認めるときは、取引参加者等に対し、市場における売買取引、市場への入場の禁止その他必要な措置を講ずることができる。

3 卸売業者、仲卸業者、指定事業者及び関連事業者がそれぞれこの条例の規定により承認を受けた業務を行う場合並びに第41条第2項の規定による許可を受けた者が営業行為を行う場合のほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

4 市長は、前項の規定に違反した者に対し、市場からの退去を命ずることができる。

（環境の保持）

第53条 取引参加者等は、市場の清潔な環境の保持に努めなければならない。

2 市長は、市場の清潔な環境を保持するため必要があると認めるときは、取引参加者等に対し、市場への入場の禁止その他必要な措置を講ずることができる。

（許可等の制限又は条件）

第54条 市長は、この条例の規定により行う許可、承認、登録又は指定（次項において「許可等」という。）に、必要な制限又は条件を付することができる。

- 2 前項の制限又は条件は、許可等に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可等を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(委任)

第55条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の尼崎市中央卸売市場業務条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(尼崎市特別会計条例の一部改正)

- 3 尼崎市特別会計条例(昭和39年尼崎市条例第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

付 則(平成20年12月25日条例第46号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の尼崎市公設地方卸売市場業務条例第37条第2項の規定による届出、同条第3項の規定による周知及び同条第5項の規定による求めは、この条例の施行前においても行うことができる。

付 則(平成25年12月20日条例第72号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市公設地方卸売市場業務条例第33条第3項及び第35条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる卸売について適用し、施行日前にされた卸売については、なお従前の例による。

- 3 施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成31年3月25日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の尼崎市公設地方卸売市場業務条例第41条第1項に規定する市場施設の使用に係る使用料(卸売業者市場使用料、仲卸業者市場使用料及び指定事業者市場使用料を除く。)については、なお従前の例による。

付 則(令和2年6月19日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の尼崎市公設地方卸売市場業務条例(以下「改正前の条例」という。)第2条第4号に規定する卸売業者に該当する者は、この条例による改正後の尼崎市公設地方卸売市場業務条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第3号に規定する卸売業者とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第21条第6項に規定する指定事業者には該当する者は改正後の条例第24条第5項に規定する指定事業者と、改正前の条例第21条第1項の規定による第1種関連事業(同項第2号に規定する第1種関連事業をいう。)の許可を受けている者は改正後の条例第24条第1項の規定による第1種関連事業(同項

第2号に規定する第1種関連事業をいう。)の承認を受けた者と、改正前の条例第21条第1項の規定による第2種関連事業(同項第3号に規定する第2種関連事業をいう。)の許可を受けている者は改正後の条例第24条第1項の規定による第2種関連事業(同項第3号に規定する第2種関連事業をいう。)の承認を受けた者とみなす。

4 この条例の施行の日前に改正前の条例の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後の条例に相当の規定があるものは、その相当の規定によってしたものとみなす。

(委任)

5 第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

別表

(平25条例72・平31条例19・一部改正)

種別	金額
卸売業者市場使用料	卸売金額の1,000分の7に相当する金額
仲卸業者市場使用料	仲卸業者が買い入れた物品の販売金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)の1,000分の7に相当する金額
指定事業者市場使用料	卸売金額の1,000分の7に相当する金額
卸売場使用料	1月1平方メートルにつき 231円
低温卸売場使用料	1月1平方メートルにつき 970円
仲卸売場使用料	1月1平方メートルにつき 1,496円
指定事業者営業所使用料	1月1平方メートルにつき 671円
関連事業者営業所使用料	1月1平方メートルにつき 1,958円
事務所使用料	1月1平方メートルにつき 1,210円
倉庫使用料	1月1平方メートルにつき 1,419円
発酵庫使用料	1月1平方メートルにつき 748円
加工場使用料	1月1平方メートルにつき 1,375円
冷蔵庫1号使用料	1月につき 751,300円
冷蔵庫2号使用料	1月につき 924,000円
保冷库使用料	1月1平方メートルにつき 2,134円
買荷保管所使用料	1月1平方メートルにつき 385円
特設駐車場使用料	1月1台につき 7,150円
土地使用料	1月1平方メートルにつき 297円